

## あずま・中央統合保育園の運営に関する覚書（案）

江南市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づき民営化するあずま・中央統合保育園の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

## （趣旨）

第1条 この覚書は、保育の内容及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

## （遵守事項）

第2条 乙は、あずま・中央統合保育園の運営にあたっては、公募要項、「あずま・中央統合保育園の運営条件」（資料3-1）及び乙が甲に提出した提案資料に記載する事項並びに保護者・地域住民等説明会における意見・要望等のうち、甲との協議を経て決定した事項を遵守するものとする。

## （効力の発生）

第3条 この覚書の効力は、令和8年4月1日から生じるものとする。

## （信義誠実の原則）

第4条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

## （損害賠償）

第5条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

## （その他）

第6条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 江南市赤童子町大堀 9 0 番地  
江南市  
代表者 江南市長 印

乙 印